

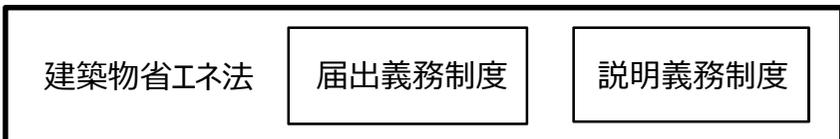
## (3) 気候風土適応住宅の取扱いについて

# 気候風土適応住宅に係る見直しの全体像

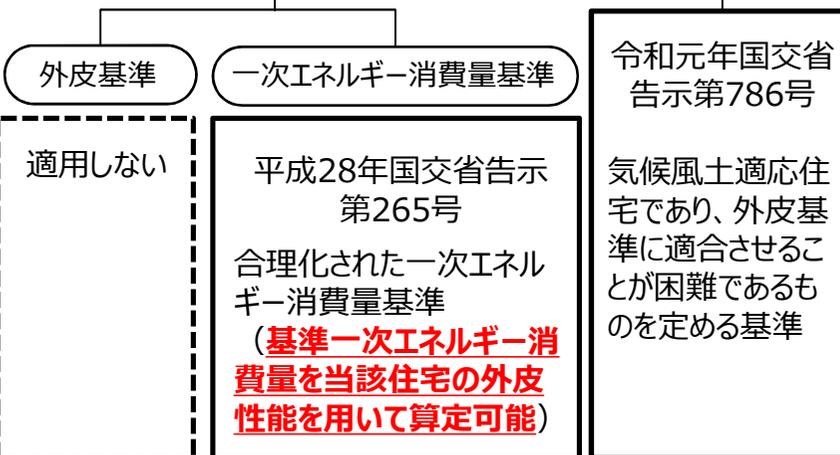
- 気候風土適応住宅については、外皮基準を適用除外とするほか、一次エネルギー基準は仕様ルート（仕様基準への適合）のほかに、計算ルート（一次エネルギー消費性能の評価を合理化）を措置している。
- 全面適合義務化に伴い、外皮基準に適合させることが困難である気候風土適応住宅の位置づけ、評価を以下のとおり見直すこととする。

- ① 国が定める気候風土適応住宅の要件の拡充
- ② 一次エネルギー消費量基準への適合性の評価方法の整合化

現行



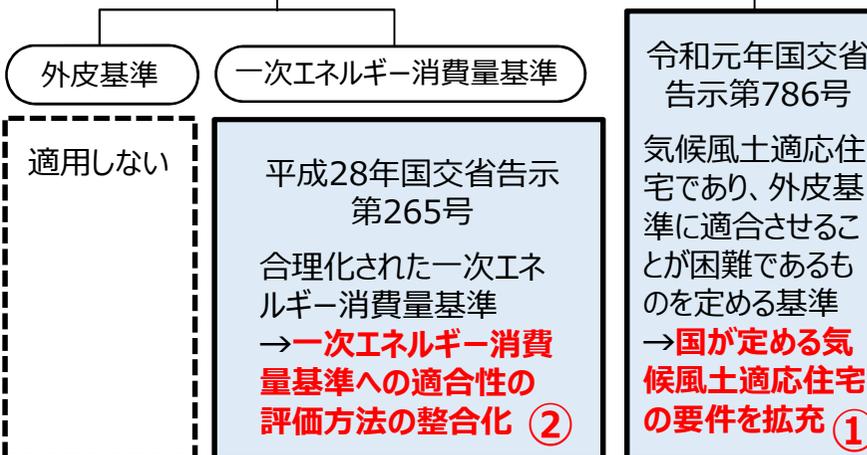
基準省令（気候風土適応住宅） ※当面の間  
 外皮基準：適用しない  
 一次エネ基準：仕様基準に適合すること、又は、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量※を超えないこと。  
 ※当該住宅の外皮性能を用いて算定が可能



見直し(案)



基準省令（気候風土適応住宅）  
 外皮基準：適用しない  
 一次エネ基準：仕様基準に適合すること、又は、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量※を超えないこと。  
 ※他の住宅と同様に省エネ基準の外皮の既定値を用いて算定



## ①気候風土適応住宅に係る国が定める要件の拡充

### 現状

- 気候風土適応住宅については、国が定める要件（令和元年国土交通省告示第786号）又は所管行政庁が定める基準に適合する場合に、外皮基準について適用除外、一次エネルギー消費量基準について合理化される。

### 課題

- 2025年度以降、原則全ての住宅・建築物において新築・増改築を行う場合は省エネ基準への適合が義務付けられる。
- 現行の気候風土適応住宅の告示に当てはまらない伝統的構法による住宅を増改築するケースが想定されるが、省エネ基準への適合が困難であることにより、伝統的構法による既存の住宅の増改築自体が困難となる可能性がある。
- なお、気候風土適応住宅については、国が定める基準のほか、所管行政庁による独自基準の設定が可能であり、2.1の所管行政庁が独自基準を設定・運用している。（令和4年12月末時点）

# ①気候風土適応住宅に係る国が定める要件の拡充

## 見直し方針案

- 国が定める気候風土適応住宅の要件として、現在対象となっていない茅葺き屋根、面戸板現し、せがい造り、石場建てを追加する。
- 追加する要素は、告示制定時の検討を踏まえ、「気候風土適応住宅の認定のガイドライン」（平成28年3月31日付技術的助言）表2において「外皮基準に適合させることが困難と想定される要素の例」として示された要素のうち、当該要素を実現するためには断熱施工が現実的に困難であるもの（仮に断熱施工を行った場合、当該仕様の持つ意味合いが損なわれてしまうもの）を対象とする。

### ○気候風土適応住宅に係る国が定める要件に追加する要素（案）

**現行項目**

**追加項目**

※床板張りの場合に限る

参照：「気候風土適応住宅」の解説/一般社団法人 日本サステナブル建築協会

## ②一次エネルギー消費性能の評価基準に係る外皮性能の見直し

### 現状

- 気候風土適応住宅については、国が定める要件（令和元年国土交通省告示第786号）又は所管行政庁が定める基準に適合する場合に、外皮基準の適用除外の他、一次エネルギー消費量基準の適合性評価の方法として、固有の方法が認められている。

### 課題

- 仕様ルートではなく計算ルートによる場合、一次エネルギー消費量基準への適合性評価に際して、暖冷房の基準一次エネルギー消費量を当該住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率の把握・計算を用いて算定できるとされている。
- 今般、省エネ基準への適合義務が住宅に拡大することに伴い、所管行政庁又は省エネ判定機関において、上記基準への適合を確認する必要。

現行		気候風土適応住宅	(参考) 通常の住宅	
仕様 ルート	外皮基準	適用除外	仕様基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	仕様基準に適合すること	仕様基準に適合すること	
計算 ルート	外皮基準	適用除外	性能基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	WEBプログラムによる確認	WEBプログラムによる確認	
		設計一次エネルギー消費量	<b>当該住宅の外皮性能</b> + 当該住宅の設備	当該住宅の外皮性能 + 当該住宅の設備
		基準一次エネルギー消費量	<b>当該住宅の外皮性能</b> or 標準の外皮性能 + 標準の設備	標準の外皮性能 + 標準の設備

気候風土適応住宅の構成要素に対応した  
外皮平均熱貫流率、平均日射熱取得率を算出して使用

## ②一次エネルギー消費性能の評価基準に係る外皮性能の見直し

### 見直し方針案

- 省エネ基準適合の義務化に伴い、外皮基準については引き続き適用除外とし、一次エネルギー消費量基準への適合については、仕様ルートでの確認を原則とする。
- 計算ルートでの一次エネルギー消費量基準への適合確認も可能とする必要もあり、その際、当該住宅の外皮性能が不明であることも想定されるため、評価上用いる外皮性能については省エネ基準相当の水準（既定値）を用いることとする。  
 ※エネルギー消費性能計算プログラムによる結果については、既定値による仮想計算であることから、設計一次エネルギー消費量は算出せずBEI値のみを算出することとし、省エネ性能表示制度においても一次エネルギー消費性能は表示しない。
- なお、基準省令及び算出告示において、気候風土適応住宅に係る例外規定は、現在は「当面の間」の措置として規定しているが、省エネ基準適合の全面義務化に合わせ、当該位置づけを見直し、恒久的な措置として位置づける。

見直し（案）		気候風土適応住宅	（参考）通常の住宅	
仕様 ルート	外皮基準	適用除外	仕様基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	仕様基準に適合すること	仕様基準に適合すること	
計算 ルート	外皮基準	適用除外	性能基準に適合すること	
	一次エネ ルギー基準	WEBプログラムによる確認	WEBプログラムによる確認	
		設計一次エネルギー消費量	標準の外皮性能（既定値） + 当該住宅の設備	当該住宅の外皮性能 + 当該住宅の設備
		基準一次エネルギー消費量	標準の外皮性能 + 標準の設備	標準の外皮性能 + 標準の設備

## (参考)気候風土適応住宅の省エネ基準の適用に関する現行の規定

### ■建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省・国土交通省令第1号）

**第一条** 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の（1）から（3）までのいずれかに適合すること。

（1） 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分を含む。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分を含む。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。（表は省略）

（2） （1）の国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、（1）の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

（3） 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

附則

**第二条** 法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅又は法第二十七条第一項の規定による評価及び説明に係る住宅であつて、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについて、同号の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

### ■建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年1月29日国土交通省告示第265号）

附則

（経過措置）

2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条の規定を適用する場合における第2の3（1）イ（ホ）（i）の暖房負荷の算出及び第2の3（1）ロ（ホ）（i）の冷房負荷の算出については、第2の3（1）イ（ホ）（i）及び第2の3（1）ロ（ホ）（i）の表に掲げる外皮平均熱貫流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率に代えて、単位住戸の外皮平均熱貫流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率を用いることができるものとする。

## (参考)現行の国が定める気候風土適応住宅の基準<令和元年国交省告示第786号>

- 真壁造の土塗壁や落とし込み板壁を外壁に用いる仕様については、国が定める気候風土適応住宅の基準として建築物省エネ法に基づく告示で規定されており、全国が対象。

### <令和元年国交省告示第786号第1項第1号における仕様の例示>

- 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること
  - 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること
  - 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
- 次の(1)及び(2)に該当すること
  - 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
    - 片面を真壁造とした土塗壁であること
    - 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
    - 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
  - 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
    - 屋根が化粧野地天井であること
    - 床が板張りであること
    - 窓の過半が地場製作の木製建具であること



土塗壁



落とし込み板壁



地場製作の木製建具



化粧野地天井

## (参考)所管行政庁における独自基準の設定状況

- 気候風土適応住宅の基準については、真壁造の土塗壁や落とし込み板壁等の一般的な仕様が建築物省エネ法に基づく告示で規定されているほか、所管行政庁がその地域の自然的社会的条件の特殊性に応じて、独自基準を定めることができることとしている。
- 所管行政庁による独自基準について、4行政庁は令和3年4月、5行政庁は令和4年3月、11行政庁は令和4年4月、1行政庁は令和4年12月に独自基準の運用を開始。
- 2行政庁は令和7年4月の運用開始を目指しており、12行政庁においては検討中。

運用時期	基準を定めた所管行政庁	対象地域	規模・構造	独自仕様	共通的な仕様
R3年4月1日	熊本県（県及び熊本市、八代市、天草市）	県内全域	木造住宅 ※規模は問わない	・くもと型伝統構法による木造建築物（構造材を県産木材とする等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産木材の使用</li> <li>・伝統的な継手仕口</li> <li>・石場建て等の開放的な床下</li> <li>・深い庇</li> <li>・通風に配慮した窓</li> </ul>
R4年3月31日	宮崎県（県及び宮崎市、延岡市、都城市、日向市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軒裏が野地板現し</li> <li>・瓦屋根、茅葺屋根</li> </ul>	
R4年4月1日	福岡県（県及び北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の過半が県産木材による板張り壁</li> <li>・瓦屋根</li> </ul>	
	沖縄県（県及び那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、沖縄市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の住宅 ※構造は問わない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花ブロック、ルーバー</li> <li>・屋上緑化、壁面緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深い庇</li> <li>・通風に配慮した窓</li> </ul>
R4年12月1日	埼玉県（特定行政庁及び限定特定行政庁を除く）	県所管内	延べ床面積300㎡未満の住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱の小径は原則12.0cm以上の軸組構造</li> <li>・外皮平均熱貫流率（<math>U_A</math>値）を1.54W/㎡K以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産木材の使用</li> </ul>
R7年4月	滋賀県東近江市、京都府京都市				
時期未定	富山県、長野県、滋賀県長浜市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、島根県、山口県山口市、徳島県、佐賀県、佐賀県佐賀市、長崎県、鹿児島県				

令和4年度「気候風土適応住宅基準の検討状況に係る調査(令和4年12月末時点)」

